

富士見市自治基本条例の構成

富士見市自治基本条例 平成16年03月22日 条例第9号 平成16年04月01日施行

章	条項	内容	市民懇談会意見	懇談会意見に対する見解（庁内委員会）	庁内委員会意見
前文		基本理念	・「まちづくり」の定義が絞り込めない まちづくりの定義を入れ生きた条文に	・前文「...富士見市は、人間尊重と恒久平和を願い、市民の福祉の向上を基本として、日常生活を安全に、快適に送ることができ、市民だれもが富士見市に住んでよかったと心から実感できるまちづくり...」をまちづくりの定義として解釈しています。	
第1章	第1条	目的 市民参加と協働を基調とし、市民の知恵と力を生かした自治の推進を図る	・第1条のみ「本市」と表現、「市」との違いは？	・「本市」は第1条と第26条のみにあり、いずれも「本市の自治の基本」としていることから、市の総体を表し、「市」は「市民」の対語となっていると解釈しています。	
	第2条	定義 市民、市民参加、協働の各定義	「行政」の定義を市の実施機関として、市長、教委、選管、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会としている自治体がある  宮代町は住民以外の在勤・在学者も自治を支える原動力として捉え「市民」と明記  「市民」は健全者や日本人を念頭においていると思われるが、外国人や障害者に対する配慮も入れられないか  市、市民の定義の見直しを  協働の位置付けを明確にするインフラ整備が必要  協働そのものの定義の見直しを  「市民参加」「協働」の定義が掴みにくい。第2条(2) 地域社会の課題解決に向けて、を入れたほうがわかりやすい	「市」といえば公営企業など全てを包括した総体となりますが、細かく定義することは逆に含まない組織が存在することになります。  市民の定義については、「市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体」と広く捉えているので、その範囲において、子ども、外国人、障害者、NPO法人なども市民となります。  インフラ整備は、具体化を進めていくなかで検討するものと考えます。  公(市)でなければならぬ仕事と私(市民)のすべきこと以外が協働の対象となり、その中で共通の課題に向けてそれぞれの役割と責任を担いながら行動することが、協働の定義と考えます。  地域社会の課題があることを前提にした「市民参加と協働」と解釈しています。	・市民定義のうち、その他の団体とは。在勤・在学まで含めている意味。除外規定の必要性は。 その他の団体には法人格を持たない団体、サークルが該当。在勤・在学者も幅広く地域を支える者として市民を広義に捉えている。憲法のように原理・原則を謳っており除外規定まで設けていない。  ・予算と決裁権を持ち職務としている市と市民が、そもそも対等な立場になりうるか。 市と市民では役割が違うので、それぞれの役割と責任のもとに相互に協力し補完する。
第2章	第3条	情報の共有の原則 まちづくりに関する情報共有			
	第4条	市民参加の原則 市民参加による市民意思の市政反映			
	第5条	協働の原則 市民と市は協働によるまちづくりを進める	・第5条に「共通の目的を実現するために」「対等な関係のもとに」を入れたい	・第2条で協働の定義を「それぞれの役割と責務を担いながら対等の立場で」と前述していると解釈しています。	
第3章	第6条	市民の権利			
	第1項	まちづくりの主体、市政に参加する権利 市政情報を知る権利	・久喜、秩父、熊谷のように男女共同参画の視点が必要では ・子どもの人権が必要では	・特定の分野を強調することは、その他に高齢者や障害者などについてもどう取り扱うかといったことが出てくることから、今後、男女共同参画及び子どもの人権などを含め幅広い視点が読み取れるよう解説書に盛り込み、意識啓発を図るべきと考えます。	
	第2項	自ら考え行動するために学ぶ権利	・(市民の権利として)市民提案・発議の具体的制度の創設を 市民意見反映の場を整備する必要がある	・市民提案・意見を提出する場合は、規則改正をするなど運用上で工夫していくべきと考えます。	

章	条項	内容	市民懇談会意見	懇談会意見に対する見解（庁内委員会）	庁内委員会意見
利及び責務	第7条	市民の責務			<p>・「前条に定める権利を行使して」「努めるものとする」という表現は如何か。  権利を積極的に活用してまちづくりを目指すという意味合い。「努めるものとする」は「努めなければならない」に近い表現。  草加市第7-3条（市民の責務）に「市民は、公共の福祉、次世代への負担と市の将来を考え、前条の権利を濫用しません」とある。今後、条例の理念が浸透し気運が高まれば、こうした条項を考える必要があるかもしれない。</p>
	第1項		主体的にまちづくりに参加する		
	第2項		技術、能力等をまちづくりに還元する		
第4章	第8条	市議会の責務	市民意思の市政反映を運営 市政の調査と監視		<p>・パブリックコメントの反映について明確な指標がない。  パブコ対応は職員のみ判断ではなく、市民を含む審議会等にも諮るべき。パブコは制度として仕組みを保障するもの。</p>
	第9条	市の責務			
	第1項		市民参加の拡充 市民意見の適切な市政反映		
	第2項		情報と学習機会の提供		
	第10条	市長の責務	条例の遵守 公正誠実な市政運営		
	第11条	市職員の責務			
	第1項		市民全体の奉仕者、地域の一員、市民との信頼関係向上に努める		
第2項		能力開発と向上			
第5章	第12条	市民参加手続		<p>・市民参加の範囲があいまい</p>	<p>&lt; 第12条に基づく「市民参加手続規則」について &gt;  ・条例第12条で重要な施策は 市民参加により検討され、策定段階でパブリックコメントを行うことが義務付けられている。  ・規則第4条で条例に定める重要な施策を「基本構想」「総合的な基本計画」「各分野の基本計画」「基本事項を定める条例」「実施機関が市民参加またはパブコを必要と認めるもの」としている。最初の4項目は市民参加とパブコが必須だが、最後項目は実施機関の裁量に委ねられているので、この項目は別立てにして、市民参加とパブコのどちらか、あるいは両方を、任意に行えるようにしたほうがよいと考える。  ・規則第4条第2項では「重要施策が次のいずれかに該当するときは、原則として市民参加手続又は市民意見提出手続の実施の対象としない」と規定しているが、条例第13条では、ただし書きにおいて「緊急を要する場合又は法令に特別の定めがある場合は、この限りでない」としており、本来的には、規則においても「実施しないことができる」とするのが適切ではないか。</p>
	第1項		市は適切で効果的な市民参加手続を行う		
	第2項		事前公表		
	第13条	市民意見提出手続	市民意見に対する市の考え方を公表 市民意見を勘案して意思決定する		
	第14条	審議会等への参加	公募委員の選任に努める		
	第15条	市民参加及び協働の推進			
	第1項		市民参加・協働事業の推進		
	第2項		推進組織の整備	<p>・審議会・委員会の設置 推進状況を検証する組織の規定を  第15条の2項「協働を進めるための体制整備」に具体的な説明が必要では</p>	
第16条	自主的なまちづくり活動の促進	情報提供、相談、技術的支援	<p>・市民活動団体（市民公益活動団体）に対するサポートの条項がない。協働の定義にあってもよい。団体設立時や活動拠点の支援の必要性を感じず  ・コミュニティの意識がない</p>	<p>・第16条の「市は...その他必要な措置を講ずるものとする」のなかに様々な支援も入るものと解釈していますが、今後、具体的な支援策について検討していく必要があると考えます。</p>	<p>・まちづくりの基盤であるコミュニティは近年弱体化しており地域をどう支えていくかの問題が顕著となっている。根幹となる支援策については実態に即して検討すべき課題である。</p>

章	条項	内容	市民懇談会意見	懇談会意見に対する見解（庁内委員会）	庁内委員会意見	
第6章	市政運営	第17条 計画的な総合行政	総合的、計画的な行政運営			
		第18条 情報の公開	情報提供の充実			
		第19条 説明責任	施策の立案、実施、評価の説明			
		第20条 応答責任	市民意見要望への応答			
		第21条 個人情報の保護	個人情報の適正な取扱			
		第22条 適正な行政手続	適正な処分、行政指導、届出			
		第23条 市民投票制度の活用	市民総意の確認			
		第24条 行政評価	行政評価の結果を施策に反映させる	行政評価の主体があいまいな表現になっている	ご意見のとおり、行政評価の具体的手法にまでは触れていませんが、今後、行政経営改革の施策展開のなかで具体化を図っていきます。	
		第25条 健全な財政運営				
		第1項	中長期的財政計画に基づいた健全な財政運営			
		第2項	わかりやすい財務資料を公開			
第7章	条例の位置付け	第26条 条例の位置付け	条例理念を最大限に尊重する	自治基本条例は市の憲法にあたるのでは	ご意見のとおり、市の憲法として最大限に尊重していくべきものと考えます。	
		第27条 条例の見直し	施行日(H16.4.1)から5年を超えない期間ごとに見直し			
第8章	雑則	第28条 委任	規則で定める			

章	条項	内容	市民懇談会意見	懇談会意見に対する見解（庁内委員会）	庁内委員会意見
	条文全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条文の表現方法...口語体の可能性は</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例を検討していた当初は口語体の条文を目指していましたが、口語体にするによって解釈が固定されるなど表現方法に難しさが現れ現在の条文となった経緯があります。このような観点から他条例にも口語体はありませんが、誰もがわかりやすい表現方法について研究していく必要があると考えます。</li> </ul>	
	運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会等開催状況の年度当初公開を普及理解のためのわかりやすい解説を説明会・リーフレット作成・出前講座の活用で周知の工夫を懇談会で解説書を作成したらどうか</li> <li>・生活に関わっている条例ということを理解してもらう</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブコメの年間予定と併せて審議会等開催予定も公開していくべきものと考えます。</li> <li>・自治基本条例を浸透させていくために、既存の条例解説書を基に、市民目線でわかりやすい解説書の作成を予定していますので、市民懇談会委員の方々のご協力をお願いします。</li> </ul>	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体は条文に具体的記述あり。例 杉並区の区民の納税義務、我孫子市の自然環境に配慮した地域社会づくり</li> <li>・子どもについては学校教育のみならず家庭教育への言及も必要では</li> <li>・家庭教育については入れるべきものかどうか</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見のとおり具体的記述はわかりやすいのですが、一方で明記されない事項に対する考慮も不可欠となります。本条例は包括的な表現で全体を通してのものです。</li> </ul>	